

毎週火、金曜日発行（但休日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便記可

鳥取県公報

目

次

◇告 示 牛のプロプラズマ病検査等の実施

牛の結核病検査等の実施

◇監査公告 定期監査の結果公表

◇雑 報 一時保護を加えた児童の所持していた

金品について

告 示

鳥取県告示第三百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年六月十四日

鳥取県知事 石破 二朗

朗

一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛た。だし、生後四十日及び分娩前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法

ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BHC散布

3 昭和38年6月14日 金曜日 鳥取県公報 第3436号

(第3種郵便物
認可)

別表 一、ピロプラズマ病検査	
実施月日	実施区域
六月十七日	国府町大成地区
六月十八日	宇倍野
六月十九日	大石
六月二十日	上地
六月二十一日	岩美町小田
"	蒲生
"	岩美町唐川
"	神垣
"	広西
"	美歎
"	法正寺
"	洗井
"	鳥越
"	横尾
"	塩谷
"	銀山地区
"	神山

別表 二、ひな白痢検査	
実施月日	実施区域
六月十七日	鳥取市桂見
六月十八日	松原島
六月十九日	細見
六月二十日	富安
六月二十一日	北脇種鶏場
六月二十二日	稻村
六月二十三日	岡本
六月二十四日	松木、山本、中本種鶏場
六月二十五日	安田種鶏場
六月二十六日	山陰種鶏場
六月二十七日	白間種鶏場
六月二十八日	山陰
六月二十九日	白間
"	鳥取県經濟連
"	山陰種鶏場
"	鳥取県經濟連

(第3種郵便物
認可) 2(第3種郵便物
認可)

昭和38年6月14日 金曜日 鳥取県公報 第3436号

別表	実施期日	実施区域	実施場所
六月十七日	三朝町	竹田家畜検査場	旭
十八日	"	"	三徳
十九日	"	"	"
二十日	"	"	"
二十一日	"	"	"
二十二日	"	"	"
二十四日	倉吉市	山守	小鹿
二十五日	"	小鴨	矢送
二十六日	"	北谷	"
二十七日	赤崎町	高城	古布庄家畜検査場
"	"	以西	"
"	"	"	"

鳥取県告示第三百二十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛のピロプラズマ病検査及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六

- 号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。
- 昭和三十八年六月十四日
- 一 実施の目的 牛のピロプラズマ病検査 牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 ピロプラズマ病検査 牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法
- ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
 - ひな白痢検査 急速凝集診断
 - 鶏。

鳥取県告示第三百二十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、牛の結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び

十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対し検査及び駆除を受けることを命ぜる。

昭和三十八年六月十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十八年六月十四日

ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応、国際法

肝てつ検査……皮内注射反応、虫卵検査
肝てつ駆除……ピチノール製剤投与

別表 実施期日 実施区域 実施場所(各検査場)

一 次	二 次	実施区域	実施場所(各検査場)
六月二十四日	六月二十六日	七月十七日	関金町旧山守
六月二十五日	六月二十七日	"	"
六月二十六日	六月二十九日	"	旧矢送
七月五日	七月八日	七月十一日	三朝町旧南谷
七月八日	七月八日	七月十一日	小鹿
七月十日	七月十三日	七月十三日	旧三朝
七月十一日	七月十五日	七月十五日	東郷町旧花見
"	"	"	羽合町旧長瀬
"	"	"	泊村
"	"	"	泊
			横手
			増見、長和田
			田後
			舍人農協
			石錦、原

- 一、結核病検査及びブルセラ病……牛 摺乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛、及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。
- 2、肝てつ検査及び肝てつ駆除……牛。ただし生後三

(第3種郵便物認印)

昭和三八年六月十四日 金曜日 鳥取県公報 第3436号

(第3種郵便物認印)

昭和三八年六月十四日 金曜日 鳥取県公報 第3436号

監査公告

鳥取県監査公告第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和37年度にかかる下記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三八年六月十四日

鳥取県監査委員 浜 田 庄 二

同 中 田 平 章

千代西尾 泰 豊

野 坂 浩 賢

記

執行年月日

昭和三八年1月23日

3月6日

監査箇所 工業試験場 境港分場

本場

工業試験場 境港分場

監査委員 松 本 利 治

同 前田玄一
場 昭和38年3月6日監査
監査委員 松本利治

(第3種郵便物)
認

0009

昭和38年6月14日 第3436号 金曜日 取扱県報公第3436号

今回、昭和37年度の定期監査を実施したが、その結果各部とも所管業務運営に努力していった。しかしながら、後述するように技術陣容の強化、施設設備の充実整備、その他運営上の問題等検討善処すべき点があつたので、これらについては、更に適切な措置対策を講じ、眞に試験研究機関としての使命達成に格別の配意をされるよう要望する。

1 職員組織について

職員は場長以下26名で、前回の監査時より1名（日日雇用）減少している。本場に化学部7名（業系2名、醸造係3名、製紙係2名）、産業工芸部2名、木材工業部7名のほか、庶務係4名及び境港分場に5名を配置している。このうち研究員は、主任及び分場長を含めて14名、ほかに技術職員6名で、各種試験研究と指導にあたっているが各部門とも手不足で、とくに木材工業部の研究員1名は分任出納員を兼ねているため、生産収入等の事務処理に追われて、研究並びに技術指導に専念しがたい実情である。デザイナー、その他技術職員の充実と職員の適正配置及び庶務係員の木材工業部への定例巡回等について当局の考慮を望む。

2 試験研究等について

化 学 部

化学部は3係の専門分野によつてそれぞれ試験研究がなされ、中小企業界の振興に努力されていたが、総して化学生部は特に試験設備が極めて貧弱であり、県の試験研究機関として民間業者の指導的立場にありながら、機械設備

等についてはむしろ民間に立ち遅れている面が多いので、施設設備の充実について当局の配意を望む。

(1) 烹 業

県産セリサイト（絹雲母）使用による陶磁器類の品質向上試験は、試作研究中であった。また、前年度から引き続き実施していた化学生人造砥石試験は天然砥石に優る2種類を完成し、企業希望者を指導して企業化を図っていたが、これが生産管理指導を充分にして本県産業として育成するよう更に努力されたい。その他工芸陶器の試作研究、素地釉薬、セメント製品等の技術指導を行つていた。

なお、当係で鉄鋼試験も担当しているが、その検定装置は旧式なものとなつてゐた。

(2) 醸 造

醸造に関する試験研究の主なものは、清酒の品質向上及び酒造用水合成分に関する研究等により、清酒醸造の安全化、質的均一向上化等について努力していた。

味噌については、県産市販品の実態調査を行い、この資料を基に、低塩度、高蛋白味噌の醸造を考慮しながら、種水量基準の設定、甘味剤適正使用量等について研究し、県産品の特徴化が図られていた。

また、醤油については、醸造企業に即した仕込み方式の検討と、品質向上研究等により、仕込み日数の短縮による工業化の見透し、塩度の低下、熟成諸味の利用、色度の指導等がなされ、一方、新調味料製造研究により、おから用醤油試作に成功し工業化を図る等努力されていた。

なお、醸造については、当年度自動製麺機が東伯実業高校と智頭町民間工場に導入されたので、これらを利用し、酒、味噌、醤油製造のそれぞれの立場から試験研究が実施されていた。

労務不足、品質向上に対処し、企業の近代化指導のためにも、少くとも自動製麺機、万能粉碎機、電機炉等の整

(第3種郵便物)
可 認

第3436号

金曜日

昭和38年6月14日

備が望まれる。

(3) 製 紙

手すき和紙の品質改善、古紙の脱墨処理、植物染料による和紙の染色試験研究のほか、和紙によるスーパーパック、レーヨン繊維を利用した和紙、高級画用紙等の試作について研究していた。この成果の主なものは、植物染料による染色画仙紙及び和紙によるスーパーパッケージの国外輸出に成功したほか、化學繊維の抄紙技術の確立等がなされた。業界の指導によって県下製紙技術の向上に寄与したものと考えられる。

手すき和紙は量産を図る機械製紙に押され、転換、共業化等がなされている現状であるので、これが対策として現在の第1次加工生産より第2次加工製品の研究指導について、一層配意されたい。

なお、機械製紙の進展に伴い、これも試験研究のため小型製紙機械装置の整備について、関係当局の検討を望む。

産業工芸部

本年度は輸出向クラフト本工品の試作、量産家具のデザイン、クラフト玩具の研究並びにデザイナーの感覚育成向上のため平面圖案の研究等を実施するほか、木漆工芸、竹工芸、家具、玩具、紙工品等のデザイン、品質の向上等の指導に努力していたが、近時斬新的なデザインが希求される折柄、他県に立遅れることのないよう研究と指導に格別の配意を望む。

また、本県の手工芸業界は技能者が少く、しかも定着しないために、生産もあがらず、現に東京及び大阪事務所の商工物産局・旋状況を見ても折角の引合にも応じられない実情である。技能者養成等による斯業振興策についても当局の考究を望む。

木材工業部

(1) 前年度から継続実施している木材天然乾燥経過の調査研究を始め、木材乾燥スケジュールの作成、ラワン材の虫害防除、太柄構造家具の加工技術、曲面加工技術、接着剤の接着力比較等9項目にわたる試験研究並びに各種家具の試作研究を実施し、とくに、木材乾燥試験については通商産業省と共同で輸出向家具に適用するための低含水率乾燥試験を実施していた。また、業界に対する各種技術指導のほか、講習会、研究会を開催し、研究会については、島根県と共に山陰地方工業技術研究会を開いて、共通テーマについての研究討議を行う等試験研究と業界指導に努力していた。

本県木材工業者は近年生産面に著しい伸びを示しているが、他県産と市場性を競うためには、デザインの改良、品質の向上等につき、更に積極的な諸研究と指導が望まる。なお、生産技術向上のため工具の研修制度が望まれ、また、中、西部地区業界では、各担当職員が出向いての一日指導実施方につき要望もあるようであったので、これが実施方についても当局の配意を望む。

(2) 県下木工業者の依頼によって各種木工用別物研磨を実施し、年間にはかなりの業務量となっているが、試験研究機関としての当場の本来の使命と、技術者不足の現況に鑑み、このいわゆるサービス業務は、民間業者を育成してこれにて実施せしめるよう指導することについて検討されたい。

なお、これとともに、年間350件に及ぶコンクリート、鉄筋、鉄骨の強度試験、約100件の石炭熱量試験を窯業及び製紙係が実施しているあり方についても検討されたい。

境港分場

前年度に引き続いている新しい紙の製紙法、染色の試験研究のみに打込んで、产地化指導に努力し、業界でも繊維製品センター設立の準備も生じ、また、京都市場との連携も更に前進して、量的にものびを示しつつあるが、

00013

昭和38年6月14日 第3436号 報公県取鳥日曜金曜

00014

(第3種郵便物)
司謹

11 昭和38年6月14日

工具の不足と施設設備の貧弱が業界伸長の悩みとなっている。工具の養成、施設の整備等業界助長策について適切な措置を講ずるとともに、本企業は室内工業的性格のものとも考えられるので、関係機関とも緊密に連携をとって、広く全県に呼びかけ本県特産として発展せしめるよう当局の考究を望む。

3 施設設備について

本年度110,000円で木材乾燥室のボイラに自動給水装置を取り付けたほか、85,000余円で醸造及び製紙事務室の床張りを実施していたが、化学部では前述したとおりの施設設備の充実が望まれ、また、木材工業部では恒温、恒湿槽、境港分場では染色施設の整備が急がれているので、これらの整備について当局の配意を望む。

なお、試験用及び講習用の原材料並びに生産物の運搬等のため、本物に小型四輪車を配置することについても考慮の要がある。

また、本館二階その他遊休場所の活用については、前回の監査でも指摘したとおりで、当局の考究を重ねて要望する。

4 財産管理について

境港分場敷地の一部未登記となっているものの実情調査と登記促進については、前回の監査で指摘したとおりで、これが促進に努められたい。

5 経理出納その他事務について

- (1) 生産物売扱代の調定遅延のものがあったので今後留意されたい。
- (2) 生産物品の記帳もれのものがあったので注意されたい。
- (3) 手工芸木工品の試作研究にあたり、当場で設計したもの試作方を業者に委託して試作品は完成していたが委

託についての事務手続が未了であった。事前に合理的な事務処理をすべきである。

- (4) 受領済現金で手元保管の長いものがあった。
- (5) 境港分場における原材料の購入先、購入時期について検討を要するものがあった。なお、本場及び分場とも原材、受払簿の整理を一層厳にしてこと。

雑報

一時保護を加えた児童の所持した貴重品について

次の金品は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第53条により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は公告の日から1年以内に申し出ください。

昭和38年6月14日

鳥取県立中央児童相談所長

倉吉児童相談所長

米子児童相談所長

00015

(第3種郵便物)

12

昭和38年6月14日 第3436号 告報 兵庫県取扱金庫

中央児童相談所分

金品の名称	種類	数量	形状	児童が所持した事由
現金		1,692	札、硬貨	
機械	金刀	1		
中電	灯	1		
釣針	釣具用糸巻	1		
手帳付定期入金	布	1	ビニール製	昭和38年3月31日から同年4月4日までに氏名不詳方から窃取したもの
万年賀年賀		1		
現金		5,600円		昭和38年3月31日より同年4月4日までに氏名不詳方から窃取したもの
財布	筆金	1	コバルト色	昭和38年1月20日氏名不詳方から窃取したもの
	布切	1	灰	

米子児童相談所分

現金	1,000円	札	米子市朝日町の氏名不詳方から窃取したもの
			倉吉児童相談所分

現金	155円	札、硬貨	東伯郡東伯町八幡地内で窃取したもの
			鳥取県鳥取市東町1丁目 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県鳥取市(西条)所

昭和4年4月十五日第三種郵便物認可	に	田	火	金
	上	相	鳥取県鳥取市東町1丁目	
	中	島	鳥取県鳥取市栗谷町	
	下	島	鳥取県鳥取市(西条)所	